

# 新庄寺（長浜）県営住宅建替事業 要求水準書（案）に関する意見への回答 （修正版）

- ・ 令和2年2月21日に公表しました新庄寺（長浜）県営住宅建替事業要求水準書（案）に関する意見への回答の一部を次のとおり修正しましたので公表します。
- ・ 意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正をしています。
- ・ 意見への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、意見を踏まえた要求水準書の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で掲示しますのでご留意ください。

令和2年（2020年）4月20日

**滋賀県**

■要求水準書（案）意見

No	該当箇所							意見内容	回答
	頁	数	(数)	カナ	(加)	英字	(英字)		
4								構法については応募者側が適切な提案がしやすいよう「構法を制限しない公募」にしていただくことは可能でしょうか？（国交省の参酌基準、技術的助言に適合させる前提で考えております。）	今回建設いただく住棟については、耐火構造に限っています。 なお、『要求水準書（案）参考資料』はあくまでも参考資料であり『要求水準書（案）』との間に差異がある場合は『要求水準書（案）』の内容が優先されます。



4								構法については応募者側が適切な提案がしやすいよう「構法を制限しない公募」にしていただくことは可能でしょうか？（国交省の参酌基準、技術的助言に適合させる前提で考えております。）	住棟は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第1項第一号に規定する「耐火構造の住宅」に適合するものに限ることとします。 なお、『要求水準書（案）参考資料』はあくまでも参考資料であり『要求水準書（案）』との間に差異がある場合は『要求水準書（案）』の内容が優先されます。
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---